

2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」のご案内

「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」は、ファミリー・サポート・センター事業において、サービス提供会員が活動中に傷害を被った場合、対人・対物・人格権侵害事故等によりファミリー・サポート・センターやサービス提供会員が万一賠償請求を受けた場合、および要介護者がサービスを受けている間に傷害を被った場合に補償を行うものです。

【ご加入者の範囲】

一般財団法人女性労働協会に登録しているファミリー・サポート・センター事業（介護）を実施する地方公共団体等または事業受託団体等

＜保険期間＞

2026年度の保険期間は、2026年5月1日午前0時（更新の場合は午後4時）から2027年5月1日午後4時です。随時、中途加入も可能です。中途加入の場合は、毎月1日午前0時から2027年5月1日午後4時までです。中途加入の補償開始日につきましては、女性労働協会へお問い合わせください。

＜保険の構成＞

次の3種類の保険によって構成されております。

- (1) サービス提供会員傷害保険
- (2) 要介護者傷害保険
- (3) 賠償責任保険（介護サービス事業者賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

＜記名被保険者＞

- (1) サービス提供会員傷害保険…サービス提供会員
- (2) 要介護者傷害保険…サービス提供をうける要介護者
- (3) 賠償責任保険…ファミリー・サポート・センター及びサービス提供会員

＜「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」の全体像＞

補償の種類	タイプ	記名被保険者
おケガの補償（傷害保険）P.3-	Iタイプ・IIタイプ・IIIタイプ	提供会員様 ※名簿の備え付け必須
おケガの補償（傷害保険）P.4-	Aタイプ・Bタイプ・Cタイプ・Dタイプ	要介護者様 ※名簿の備え付け必須
賠償責任保険 P.5-	介護サービス事業者賠償責任保険&サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）	ファミリー・サポート・センター及びサービス提供会員

「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」は、ファミリー・サポート・センター向けの総合生活保険（傷害補償）、賠償責任保険（介護サービス事業者賠償責任保険、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））の愛称です。この保険は一般財団法人女性労働協会を保険契約者とする総合生活保険（傷害補償）及び賠償責任保険（介護サービス事業者賠償責任保険、サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人女性労働協会が有します。

【重要】今回更新いただく内容に一部改定・保険料の変更があります。詳細は、2ページおよび巻末「改定のご案内」の通りとなりますので、ご確認ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」等にご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、女性労働協会までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

一般財団法人 女性労働協会
東京海上日動火災保険株式会社
(2026年1月)

令和8年1月

ファミリー・サポート・センター実施自治体・団体 各位

一般財団法人 女性労働協会

令和8年度（2026年度）改定のご案内

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業へのご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、先般【令和7年8月付 令和8年度(2026年度)参考保険料のご案内】にて、保険料改定の可能性についてご案内してまいりましたが、このたび正式に改定内容が決定いたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

【① 傷害保険 改定概要】

- ・昨今の猛暑による熱中症リスクの高まりを受け、**熱中症補償をすべてのタイプに付帯**いたします。
- ・これにより、従来よりも**安心してご利用いただける補償内容へと進化**いたします。
- ・2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、**保険料を改定**いたします。その一方で、加入者の皆様のご負担を軽減するため、**サービス提供会員傷害保険死亡保険金を一部減額**いたします。

なお、賠償責任保険、お見舞金制度、移動サービス専用自動車保険、感染症補償制度（ファミサボ事業のみ）は、先般のご案内から変更はございません。

対象	タイプ	改定前 保険料	改定後 保険料	死亡 保険金額	改定箇所
要介護者 傷害保険	A	6,640 円	7,120 円	300 万円 ※変更なし	・全タイプに熱中症補償を付保 ※D・Ⅲタイプは従来から補償対象 ・保険料率の見直し改定
	B	7,060 円	7,620 円		
	C	10,430 円	11,110 円		
	D	12,200 円	12,750 円		
サービス 提供会員 傷害保険	I	10,960 円	11,090 円	300 万円	
	Ⅱ	13,210 円	13,040 円	400 万円	
	Ⅲ	15,840 円	15,900 円	450 万円	

※詳細は、巻末の「総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

【② 介護サービス事業者賠償責任保険 改定概要】

従来補償対象外としていた「建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み」による損害を補償対象とします。ただし、介護サービス事業者特別約款「管理下財物事故」については補償対象外となります。

(2) 要介護者傷害保険

*総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒補償特約、管理下中のみ傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）

① 内容（※詳細については、「補償の内容」をご覧ください）

介護サービスを利用する要介護者が、介護サービスを受けている間や、介護サービスを受けるため、自宅と介護サービスを受けるための場所等への往復途上※（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合や熱中症となった場合に、介護サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償するものです。

※往復途上を補償するためには、下記 a. b. いずれの条件も満たすことが必要です。

- ファミリー・サポート・センター事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること。
- 活動日・場所が客観的資料（活動計画書等）で確定できること。

（補償例）

- ・要介護者がつまづいてケガをした。
- ・地震が発生し、要介護者が落下したものにあってケガをした。（Dタイプ【天災補償プラン】のみ）
- ・要介護者が活動中に熱中症になった。
- ・提供会員が作った料理を食べた要介護者が、ウイルス性食中毒を発症した。

（対象とならない主な傷害）

サービス提供会員傷害保険（3ページ参照）と同じです。

※3ページに記載の「I・IIタイプ」を「A・B・Cタイプ」に読み替えてください。

② 保険金額（補償額）

Aタイプ・Bタイプ・Cタイプ・Dタイプ【天災補償プラン】があります。いずれかを選択してください。

※上記タイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

保険金の種類	保険金額（補償額）				保険金をお支払いする場合
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ （天災補償プラン）	
死亡保険金	300万円 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。				ファミリー・サポート・センター事業のサービスを利用中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合も含む）
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 300万円～12万円 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。				ファミリー・サポート・センター事業のサービスを利用中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 （1日あたり）	1,000円 ※1事故について30日を限度とします。*1	2,000円 ※1事故について30日を限度とします。*1	3,000円 ※1事故について30日を限度とします。 *1		ファミリー・サポート・センター事業のサービスを利用中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
手術保険金	1,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）	2,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）	3,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）		ファミリー・サポート・センター事業のサービスを利用中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けられた場合 1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。
通院保険金 （1日あたり）	1,000円 ※1事故について90日を限度とします。 *4	2,000円 ※1事故について90日を限度とします。 *4			ファミリー・サポート・センター事業のサービスを利用中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合

*1 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。

*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 先進医療の詳細については「補償の内容」をご確認ください。

*4 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

③ 年間保険料

1人あたり年間保険料 Aタイプ： 7,120円
Bタイプ： 7,620円
Cタイプ： 11,110円
Dタイプ【天災補償プラン】： 12,750円

1日あたりの予想最大活動人数で加入いただきます。

(3) 賠償責任保険（介護サービス事業者賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

① 内 容（※詳細については、「補償の内容」をご覧ください）

【介護サービス事業者賠償責任保険】

約款で規定する介護業務のうち居宅介護サービス業務の遂行等に伴い日本国内において発生した次の①～⑤の事故に起因して、被保険者（補償を受けることができる方）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。ただし②および⑤の事故については、保険金をお支払いするのは、事故についての損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

- ①対人・対物事故
- ②人格権侵害事故
- ③管理下財物事故
- ④行方不明時使用阻害事故
- ⑤経済的事故（居宅介護支援事業のみ）

また、上記事故が発生し、被保険者が初期対応を行うために支出した費用に対して保険金をお支払いします。

【情報漏えい保険※】 ※サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の愛称

情報の漏えい（*1）またはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払）や、事故対応期間（*2）内に生じたサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

（*1）情報の漏えいとは、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。

- ア. 個人情報
- イ. 法人情報
- ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）

（*2）事故対応期間とは、被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

（補償例）

- ・介護サービスを提供する会員の不注意でお湯がこぼれ、要介護者に大やけどをさせたことにより被保険者が賠償請求を受けた場合
- ・介護サービスを提供する会員が提供（調理）した食事が原因で、要介護者が食中毒を起こしたことにより被保険者が賠償請求を受けた場合
- ・要介護者宅の家具、レンタル用品等を誤って壊してしまったことにより被保険者が賠償請求を受けた場合
- ・買い物に行くため、要介護者から預かった現金が盗難にあったことにより被保険者が賠償請求を受けた場合
- ・ファミリー・サポート・センターにて、要介護者・サービス提供会員の個人情報を記録・保管していた名簿が盗まれ、個人情報漏えいの恐れが発生した。要介護者、サービス提供会員に対して詫言状を発送したため、費用を支出した（サイバーリスク保険）
- ・サービス提供会員が、要介護者の個人情報が記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った（サイバーリスク保険） 等

（保険金お支払いの対象とならない主な例）

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任 等

② 支払限度額

※詳細については、「補償の内容」を併せてご覧ください。

補 償 項 目		支 払 限 度 額	
介護サービス事業者 賠償責任保険	対人・対物共通（合算）	1事故・保険期間中	1億円
	人 格 権 侵 害	1請求・保険期間中	300万円
	経 済 的 事 故	1請求・保険期間中	100万円
	行方不明時使用阻害事故	1事故・保険期間中	1,000万円
	管 理 下 財 物 事 故	1事故	100万円
	う ち 現 金 の 事 故	1事故	10万円
	初 期 対 応 費 用	1事故	1,000万円
	う ち 対 人 見 舞 金 ・ 見 舞 品 購 入 費 用	1事故・被害者1名	10万円
サイバーリスク保険 (情報漏えい限定 補償プラン)	賠 償 責 任 部 分	1請求・保険期間中	500万円
	サイバーセキュリティ事故対応費用部分	1事故・保険期間中	50万円

【注1】 人格権侵害：

要介護者等に対する名誉毀損、プライバシー侵害等により賠償責任を負った場合に対象となります。

【注2】 経済的事故：

ケア・マネージャー（介護支援専門員）が行うケアプラン作成等の居宅介護支援業務に起因して要介護者等に生じた経済的事故（例えばケアプランの作成ミスにより本来受けられるサービスを受けることができない、または要介護認定の誤りなどで逸失利益や損害が生じた等）につき負担する賠償責任が対象となります。

【注3】 管理下財物事故：

居宅介護サービス業務の遂行にあたり管理する他人の財物を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにつきその所有者等の正当な権利者に対し負担する賠償責任が対象となります。

【注4】 管理下財物事故のうち現金の事故：

居宅介護サービス業務の遂行にあたり、他人から預かった現金が損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにつきその所有者等の正当な権利者に対し負担する賠償責任が対象となります。（盗取・紛失・詐取の場合、警察への届出等が必要です。）

【注5】 初期対応費用：

事故の初期対応のための担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を、結果としての賠償責任の有無にかかわらずお支払いします。なお、その額及び使途が社会通念上妥当なものに限ります。

【注6】 初期対応費用のうち見舞金・見舞品購入費用：

事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に支払う見舞金（香典を含みます）または見舞品の購入費用が対象となります。なお、その額及び使途が社会通念上妥当なものに限ります。

③ 年間保険料

1センターあたり 8,000円

④ そ の 他

本保険は保険会社による示談交渉サービスが付帯されておりません。事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。なお、事前に引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

また、保険契約者または被保険者は、管理下財物のうち貨幣または紙幣が紛失し、盗取または詐取されたことを知った場合は、次のすべての事項を履行しなければなりません。

- ①直ちに所管警察署へ届け出るとともに、遅滞なくその貨幣または紙幣の価額等を当会社に通知すること。
- ②その貨幣または紙幣の発見および回収に努めること。
- ③その貨幣または紙幣について被保険者が第三者に対して有する権利の保全または行使に努めること。

加入手続き

「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」は、(1)サービス提供会員傷害保険、(2)要介護者傷害保険、(3)賠償責任保険で1セットになっておりますので、(1)(2)(3)すべての保険に同時にご加入ください。

(1) サービス提供会員傷害保険・要介護者傷害保険は、センターにおける1日の**予想活動人数の最大数**を基礎に保険料を割り出します。

【注】1日の予想最大活動人数が変更となる場合は通知が必要ですが、増員の場合で故意または重大な過失によって遅滞なく通知がない場合や、その増員による追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は1人当たり補償額が減額となりますのでご注意ください。

例えば、予想最大活動人数20人で申込み、事故当日24人活動していた場合、補償額は「 $20 / 24 \times$ 補償額」となります。保険期間の途中で予想最大活動人数の増減が生じた場合には保険料の精算が必要になりますので遅滞なく女性労働協会へご通知ください。最大活動人数の増員による追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は、ご加入を解除することがあります。

(2) 加入の流れは以下の通りです。

＜お申込みから保険料のお支払いまで＞

1 年間加入の場合（保険期間：2026年5月1日午前0時（更新の場合は午後4時）～2027年5月1日午後4時）
8ページの2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」年間加入依頼書（様式1）と9ページの2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」年間加入明細書（様式2）の2枚の用紙に必要事項を記入し、メール（sonpo@jaaww.or.jp）もしくはFAX（03-3456-4420）にて女性労働協会へ送信してお申し込みください。なお、**年間加入の申込み期限：3月19日(木)締切**です。

お申し込み依頼が到着後、女性労働協会より見積書と請求書をご郵送します。

請求書受取後、指定の銀行口座に保険料をお振込みください。

年間加入の支払い期限：4月15日(水)締切です。

2 中途加入の場合（保険期間の例：2026年10月1日午前0時～2027年5月1日午後4時）
10ページの2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」中途加入依頼書（様式3）と11ページの2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」中途加入明細書（様式4）の2枚の用紙に必要事項を記入し、メール（sonpo@jaaww.or.jp）もしくはFAX（03-3456-4420）にて女性労働協会へ送信してお申し込みください。

保険開始日（補償開始日）は毎月1日です。（例：10月1日）

加入申込み期限：保険開始日の前月の10日です。（例：9月10日）

加入支払い期限：保険開始日の前月の20日です。（例：9月20日）

(3) 女性労働協会から「加入者証」を送付します。

加入者証が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かないことがございましたら、女性労働協会までご連絡ください。なお、加入者証が届きましたら、ご加入内容が正しいかご確認くださいませよう願いたします。

(4) ファミリー・サポート・センターにおいて、次の必要事項を記載した会員名簿及び活動日誌を備えつけていただくことになっています。

・会員名簿の必要事項

サービス提供会員の氏名・住所・年齢、要介護者の氏名・住所・年齢・性別

・活動日誌の必要事項

日時（年月日・曜日・時間）、サービス提供者の氏名

依頼会員の氏名、要介護者の氏名・年齢

〈加入依頼書及び加入明細書送付先〉

〈保険料振込み先〉

一般財団法人 女性労働協会
〒105-0014 東京都港区芝2-27-8
VORT 芝公園8F
TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420
メール：sonpo@jaaww.or.jp

みずほ銀行 芝支店 普通口座 No.2469730
口座名義：ザイ)ジョセイロウドウキョウカイ
一般財団法人 女性労働協会

2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険(介護)」年間加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

—ご加入に際して—

私(センター)と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

1. 私が契約者である団体に登録されていること
2. 重要事項説明書の内容
3. 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
4. 重要事項説明書記載の「個人情報の取扱い」の内容

私は、上記事項を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。

①加入依頼日	20 年 月 日
②保険(補償)期間	2026年5月1日午前0時～2027年5月1日午後4時 (↑更新の場合午後4時)
☆③センター名(賠償責任保険の記名被保険者)	
④運営方法(該当する方法にチェック)	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 委託先名称 []
⑤センター所在地	〒 TEL: FAX: E-mail:
⑥設置自治体住所 ・所管部署課名	部署課名: 〒 TEL: FAX: E-mail:
⑦請求書・加入者証送付先 (該当する送付先にチェック)	<input type="checkbox"/> センター <input type="checkbox"/> 設置自治体所管部署課
⑧サービス提供会員傷害保険加入タイプ (該当するタイプにチェック)	<input type="checkbox"/> Iタイプ・ <input type="checkbox"/> IIタイプ・ <input type="checkbox"/> IIIタイプ
⑨要介護者傷害保険加入タイプ (該当するタイプにチェック)	<input type="checkbox"/> Aタイプ・ <input type="checkbox"/> Bタイプ・ <input type="checkbox"/> Cタイプ・ <input type="checkbox"/> Dタイプ
⑩保険料振込み金額	円(振込手数料はご負担願います。)
⑪保険料等振込	振込予定日: 年 月 日(2026年4月15日締切厳守)
〈加入依頼者〉 ⑫加入ご担当者氏名 (加入の申込みをされる方)	氏名: 所属: TEL: E-mail: <div style="text-align: right;">印 私は、「ご加入に際して」を確認し、 契約者である企業・団体に対して 加入を依頼します。</div>
★⑬他の保険契約等(*)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (*他保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には有に○をし、下記に詳細をご記入ください。)

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、ご加入後に☆が付された事項(告知事項かつ通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく(介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険については、内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに)代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることもしくは保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険においては、変更の内容によってご加入を解除することがございます。

★他の保険契約等【告知事項申告欄】 具体的な内容をご記入ください。

〈他の保険契約等が傷害保険の場合〉 他保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日(補償の満了する日)	保険金額・支払限度額(万円) (ご契約金額)

〈他の保険契約等が賠償責任保険の場合〉

会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

25T-001776 2026年1月作成

(様式2)

2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」年間加入明細書

(保険期間：2026年5月1日午前0時^(※)～2027年5月1日午後4時)

(※更新の場合午後4時)

☆センター名 _____

【ご記入にあたってのご注意】

* 「☆②1日あたりの予想最大活動人数」について

(1)サービス提供会員傷害保険と(2)要介護者傷害保険については、ご希望のタイプの欄に人数をご記入ください。

* 賠償責任保険につきましては活動人数に関わらず、1センターあたりの保険料となります。

* この「ファミリー・サポート・センター補償保険（介護）」は、(1)サービス提供会員傷害保険、(2)要介護者傷害保険、(3)賠償責任保険で1セットになっていますので、(1)～(3)すべての保険への加入が必要です。

摘 要		① 1人あたりの 年間保険料	☆② 1日あたりの予想 最大活動人数	③ = ① × ② 保険料
(1)サービス提供会員 傷害保険	Iタイプ	11,090円	人	円
	IIタイプ	13,040円	人	円
	IIIタイプ	15,900円	人	円
(2)要介護者傷害保険	Aタイプ	7,120円	人	円
	Bタイプ	7,620円	人	円
	Cタイプ	11,110円	人	円
	Dタイプ	12,750円	人	円
(3)賠償責任保険（一律）	(1センターあたり) 8,000円		8,000円	
保 険 料 合 計（一時払）				円

☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項かつ通知事項）です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、ご加入後に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく（介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険については、内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに）代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されること（賠償責任保険においては、保険金をお支払いできないこと）がありますので、ご注意ください。介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険においては、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険(介護)」中途加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

—ご加入に際して—

私(センター)と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

1. 私が契約者である団体に登録されていること
2. 重要事項説明書の内容
3. 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
4. 重要事項説明書記載の「個人情報の取扱い」の内容

私は、上記事項を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。

①加入依頼日	20 年 月 日
②保険(補償)期間	年 月 日午前0時～2027年5月1日午後4時 ※中途加入の場合、毎月1日午前0時～2027年5月1日午後4時
☆③センター名(賠償責任保険の記名被保険者)	
④運営方法(該当する方法にチェック)	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 委託先名称 []
⑤センター所在地	〒 TEL: FAX: E-mail:
⑥設置自治体住所 ・所管部署課名	部署課名: 〒 TEL: FAX: E-mail:
⑦請求書・加入者証送付先 (該当する送付先にチェック)	<input type="checkbox"/> センター <input type="checkbox"/> 設置自治体所管部署課
⑧サービス提供会員傷害保険加入タイプ (該当するタイプにチェック)	<input type="checkbox"/> Iタイプ・ <input type="checkbox"/> IIタイプ・ <input type="checkbox"/> IIIタイプ
⑨要介護者傷害保険加入タイプ (該当するタイプにチェック)	<input type="checkbox"/> Aタイプ・ <input type="checkbox"/> Bタイプ・ <input type="checkbox"/> Cタイプ・ <input type="checkbox"/> Dタイプ
⑩保険料振込み金額	円(振込手数料はご負担願います。)
⑪保険料等振込	振込予定日: 年 月 日 (保険期間開始日の前月20日までにお振込みください。)
〈加入依頼者〉 ⑫加入ご担当者氏名 (加入の申込みをされる方)	氏名: 所属: TEL: E-mail: <div style="text-align: right;">私、「ご加入に際して」を確認し、 契約者である企業・団体に対して 加入を依頼します。</div>
★⑬他の保険契約等(*)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (*)他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約 または共済契約をいいます。)がある場合には有に○をし、下記に詳細をご記入ください。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、ご加入後に☆が付された事項(告知事項かつ通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく(介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険については、内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに)代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることもしくは保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険においては、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

★他の保険契約等【告知事項申告欄】 具体的な内容をご記入ください。

〈他の保険契約等が傷害保険の場合〉 他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日(補償の満了する日)	保険金額・支払限度額(万円) (ご契約金額)

〈他の保険契約等が賠償責任保険の場合〉

会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

25T-001776 2026年1月作成

(様式4)

2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険(介護)」中途加入明細書

☆センター名

*「①1人あたりの中途加入保険料」の欄には、下表の「補償期間の開始月と中途加入保険料」で選んだ保険のタイプの補償期間の開始月における中途加入保険料を記入してください。

例えば、(1)サービス提供会員傷害保険Iタイプ、(2)要介護者傷害保険Aタイプで10月から補償を開始する場合、1人あたりの中途加入保険料は、(1)サービス提供会員傷害保険6,470円、(2)要介護者傷害保険4,150円、(3)賠償責任保険4,680円となります。

なお、賠償責任保険につきましては活動人数に関わらず、1センターあたりの保険料となります。下表より該当月の中途加入保険料を①③へご記入ください。

摘 要		① 1人あたりの中途加入 保険料	☆② 1日あたりの予想 最大活動人数	③=①×② 保険料
(1)サービス提供会員 傷害保険	Iタイプ	円	人	円
	IIタイプ	円	人	円
	IIIタイプ	円	人	円
(2)要介護者傷害保険	Aタイプ	円	人	円
	Bタイプ	円	人	円
	Cタイプ	円	人	円
	Dタイプ	円	人	円
(3)賠償責任保険(1センターあたり)		円		円
保 険 料 合 計 (一時払)				円

☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項かつ通知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、ご加入後に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく(介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険については、内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに)代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されること(賠償責任保険においては、保険金をお支払いできないこと)がありますので、ご注意ください。介護サービス事業者賠償責任保険およびサイバーリスク保険においては、変更の内容によってご加入を解除することがあります。

■ 補償期間の開始月と中途加入保険料

適用・保険料(円)		開始月											
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
(1)サービス提供会員 傷害保険	Iタイプ	10,170	9,240	8,320	7,400	6,470	5,550	4,620	3,690	2,780	1,860	920	
	IIタイプ	11,960	10,860	9,790	8,700	7,610	6,520	5,440	4,340	3,270	2,180	1,090	
	IIIタイプ (天災補償プラン)	14,580	13,250	11,930	10,600	9,280	7,950	6,630	5,300	3,980	2,650	1,330	
(2)要介護者 傷害保険	Aタイプ	6,530	5,940	5,340	4,740	4,150	3,570	2,970	2,380	1,790	1,190	590	
	Bタイプ	6,990	6,350	5,710	5,080	4,440	3,820	3,180	2,540	1,910	1,280	630	
	Cタイプ	10,190	9,260	8,340	7,410	6,490	5,560	4,630	3,700	2,790	1,860	930	
	Dタイプ (天災補償プラン)	11,690	10,630	9,560	8,500	7,440	6,380	5,310	4,250	3,190	2,130	1,060	
(3)賠償責任保険 (1センターあたり)		7,340	6,670	6,010	5,330	4,680	4,000	3,340	2,670	2,010	1,330	680	

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

事故が発生した際の手続き

- (1) 事故が発生した場合、センターは、(様式5) 2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険(介護)」事故報告書(傷害保険用)、(様式6) 2026年度「ファミリー・サポート・センター補償保険(介護)」事故報告書(賠償責任保険用)に必要事項をご記入のうえ、女性労働協会へメールもしくはFAXしてください。

【注】事故が発生した場合には、事故発生の日時・場所、受傷者名、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容等を直ちにご通知ください。

- (2) 女性労働協会経由で保険会社に事故が報告され、保険会社は、保険金請求に必要な書類一式をファミリー・サポート・センターに送付します。
- (3) ファミリー・サポート・センターから保険金請求に必要な書類を対象となる被保険者へお渡しいただき、被保険者は傷害の治癒後(賠償責任保険の場合は示談(保険会社の事前の同意を要します)の成立後等)、次の書類を作成して保険会社に直接送付してください。

・「サービス提供会員傷害保険」および「要介護者傷害保険」の場合

- ① 保険金(補償金)請求書
- ② 医師の診断書(死亡の場合「死亡診断書」「死体検案書」)
(なお、入院・通院のみのご請求でご請求金額が30万円以下の場合は原則診断書は不要で、「入通院状況報告書(所定の用紙があります)」および診察券のコピーで結構です)
- ③ その他保険会社より請求された書類(医師への照会に対する同意書、死亡の場合相続人全員の印鑑証明書および戸籍謄本、交通事故の場合事故証明書等)

・「賠償責任保険」の場合

- ① 賠償責任保険金請求書
- ② 示談書等
- ③ 修理見積書(明細)または請求書及び領収書(明細)(物損事故の場合)
- ④ 被害者の医師の診断書(人身事故の場合)
- ⑤ 被害者の治療費の領収書(人身事故の場合)
- ⑥ 現場や壊れた現物等の写真(物損事故の場合)
- ⑦ その他(証明書等個別に保険会社より請求されたもの)

- (4) 請求書を受理した保険会社は、被保険者(※)へ保険金(補償金)を支払います。保険会社は、ファミリー・サポート・センターに対し、被保険者へ保険金が支払われたことを通知します。

(※) 賠償責任保険の保険金につきましては、先取特権の規定により、お支払い先が制限される場合があります。詳しくは「保険金請求の際のご注意」をお読みください。

〈引受保険会社(幹事会社)〉

東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 公務第一部公務第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: 03-3515-4124

その他

(1) 引受保険会社

本補償保険は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、幹事保険会社である東京海上日動が契約実務、事故時の保険金支払実務等、他の引受保険会社を代理・代行します。なお、引受割合につきましては団体窓口にご確認ください。

(2) 保険会社破綻の取扱い

(傷害保険の場合)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(賠償責任保険の場合)

保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります)) またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または保険会社までご照会ください。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(3) その他本制度についての保険契約上の重要事項については、14ページ「補償の内容」、19ページでご案内の「重要事項説明書」、「ご注意事項」に記載されていますので、内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い致します。

(4) 各種様式のデータをご希望の場合は女性労働協会ホームページよりダウンロードください。

補償の内容

【引受幹事保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

保険期間：1年

※補償の内容はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください）。

要介護者傷害保険（総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみ）の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）
サービス提供会員傷害保険（総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみ）の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）

※Dタイプ【天災補償プラン】・Ⅲタイプ【天災補償プラン】の場合は、総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみ）の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約、天災危険補償特約（傷害用）セット）

【傷害補償】

対象となる事業*1における活動中に保険の対象となる方がケガ*2*3をした場合に保険金をお支払いします。上記に加え、住居と所定の集合・解散場所との経路往復中において被ったケガ*2*3についても保険金をお支払いします。

*1 対象となる事業は、次の通りです。

・ファミリー・サポート・センター事業（介護）

*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの <p>等</p> <p>*1 Dタイプ【天災補償プラン】・Ⅲタイプ【天災補償プラン】（天災危険補償特約（傷害用）セット）にご加入の場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガは保険金お支払いの対象となります。</p>
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、要介護者傷害保険の支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日を限度とします。サービス提供会員傷害保険の支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。） *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。

ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【賠償責任補償】

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
賠償責任保険（介護サービス事業者賠償責任保険）	対人・対物事故	<p>(1)被保険者が負担する次のような損害賠償金や諸費用に対してお支払いします。</p> <p>①法律上被害者に支払うべき損害賠償金</p> <p>*賠償責任の承認や賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。</p> <p>*管理下財物事故については、管理下財物の時価額が限度となります。</p> <p>②万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用</p> <p>*引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意した費用</p> <p>④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用</p> <p>⑤他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>⑥介護サービス事業者賠償責任保険で対象となる事故の初期対応のために被保険者が負担する社会通念上妥当な次の費用 事故現場保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影・事故原因調査費用、事故現場取片付費用、役員・使用人現場派遣費用、通費、対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用、引受保険会社の書面による同意を得て支出したお詫び広告掲載費用、その他これらに準ずる費用</p> <p>(2)保険金のお支払い方法</p> <p>・①の損害賠償金は、支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>・②～⑤の費用は、原則としてその実額をお支払いします。ただし、②の争訟費用については①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。</p> <p>・⑥は、被保険者が支出した費用の合計額を、支払限度額を限度にお支払いします。</p> <p>ただし、⑥の内枠で対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用については、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。</p>	<p><介護サービス事業者賠償責任保険共通></p> <p>●サイバー攻撃</p> <p>●保険契約者、被保険者の故意* 1</p> <p>●戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議</p> <p>●地震、噴火、洪水、津波または高潮</p> <p>●他人との特別の約定によって加重された賠償責任</p> <p>●核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等による有害な特性またはその作用に起因する損害（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬で法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）</p> <p>●石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害</p> <p>●排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任</p> <p>●汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合は、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理</p> <p>●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任</p> <p>●医療行為または医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）等</p> <p><対人・対物事故></p> <p>●自動車、原動機付自転車、施設外における船や動物等の所有・使用・管理に起因する損害</p> <p>●被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った居宅介護サービス業務の結果</p> <p>●生産物、仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）または完成品等の損壊または使用不能</p> <p>等</p> <p><人格権侵害事故></p> <p>●保険期間の開始時より前に行われた不当行為</p> <p>●最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為</p> <p>●事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為</p> <p>●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）* 1</p> <p>●被保険者による採用、雇止めまたは解雇に関して行われた不当行為</p> <p>●広告・宣伝活動、放送活動または出版活動</p> <p>等</p> <p><管理下財物事故></p> <p>●保険契約者、または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐欺* 1</p> <p>●保険契約者、または被保険者が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐欺* 1</p> <p>●自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊</p> <p>●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の現象</p> <p>●ねずみ食い、虫食いその他類似の現象</p> <p>●管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）</p> <p>●建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊</p> <p>等</p> <p><行方不明時使用阻害事故></p> <p>●被保険者の故意または重大な過失による法令違反* 1</p> <p>●被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除きます。）* 1</p> <p>●脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為* 1</p> <p>●被保険者に対してなされる法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使</p> <p>●被保険者が所有、使用または管理する財物の使用阻害</p> <p>●被保険者の仕事の履行不能または履行遅滞</p> <p>●他人の財物の紛失、盗取または詐欺</p> <p>●特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害</p> <p>●データまたはプログラムの損壊（磁気的または光学的に記録されたデータまたはプログラムの滅失または破壊であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます。）</p> <p>●サービス利用者が行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した事故</p> <p>●無貨乗車または無銭飲食</p> <p>等</p> <p><経済的事故></p> <p>●保険期間の開始前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由</p> <p>●被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）* 1</p> <p>●介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為</p> <p>●被保険者の使用人による窃盗、不動産侵害、強盗、詐欺、横領または背任行為</p> <p>●名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい</p> <p>●被保険者の支払不能または破産</p> <p>●特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害</p> <p>●被保険者により居宅介護支援業務の結果の保証がなされたことによって加重された賠償責任</p> <p>等</p>	
	人格権侵害事故	<p>施設・居宅介護サービス業務の遂行またはその結果・生産物に関する不当な身体の拘束または口頭、文書、図画等による表示に起因する、他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことにより損害を被った場合。</p>		
	管理下財物事故	<p>管理下財物の損壊（滅失、破損、汚損を指します。）、紛失、盗取または詐欺について、管理下財物の正当な権利者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことにより損害を被った場合。「管理下財物」とは、記名被保険者が居宅介護サービス業務の遂行にあたり使用または管理する動産（*）をいいます。</p> <p>（*）管理下財物には、次のものを含みません。</p> <p>①有価証券、印紙、切手、証書、帳簿</p> <p>②宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、さ章</p> <p>③稿本、設計書、雛型</p> <p>④自動車、原動機付自転車、船舶または航空機</p> <p>⑤動物、植物等の生物</p> <p>⑥その他①から⑤までに類する物</p> <p>⑦被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物</p>		
	行方不明時使用阻害事故	<p>認知症またはその疑いのあるサービス利用者の行方不明（仕事の遂行中に発生したものに限り。）となった場合に、その者の行為（行方不明中の行為に限り。）による不測の事象（他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限り。）に起因する他人の財物の使用阻害を生じさせたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことにより損害を被った場合。</p>		
経済的事故	<p>日本国内における居宅介護支援業務（*）の遂行に起因して要介護者等に対して財産上の損害を生じさせたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことにより損害を被った場合。</p> <p>（*）記名被保険者の日本国内における次の業務をいいます。</p> <p>a. 介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査</p> <p>b. 要介護・要支援の認定の要否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断</p> <p>c. 介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援</p>			

* 保険金をお支払いできるのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限り。ただし人格権侵害事故および経済的事故については、保険金をお支払いするのは、事故についての損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。

* 1 この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合						
<p>(1) 損害賠償責任に関する補償 「サイバーリスク特別約款 賠償責任担保条項」</p> <p>(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 「サイバーリスク特別約款 サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外)」</p> <p>(3) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 「サイバーリスク特別約款 サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用)」</p>	<p>情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>(* 1) (* 2)</p> <p>(* 1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。</p> <p>(* 2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。</p>	<p><お支払いの対象となる損害></p> <table border="1" data-bbox="571 219 1054 526"> <tr> <td data-bbox="571 219 683 342">① 法律上の損害賠償金</td> <td data-bbox="683 219 1054 342">法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 342 683 436">② 争訟費用</td> <td data-bbox="683 342 1054 436">損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 436 683 526">③ 協力費用</td> <td data-bbox="683 436 1054 526">引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</td> </tr> </table> <p><支払限度額等></p> <p>損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額(1請求・保険期間中)が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金(法律上の損害賠償金、争訟費用および協力費用)を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中ごとの設定)が限度となります。</p> <p><お支払いする保険金></p> <p>【① 法律上の損害賠償金】 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>【②・③の費用】 合計額に対して、保険金をお支払いします。 ※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。</p>	① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)	③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 国際連合の決議に基づく制裁等 イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ. アまたはイ以外の制裁等 ・ 次の事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃 ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持 (イ) 安全保障・防衛 ・ 保険契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、変乱、暴動、騒ぎょうまたは労働争議 ・ 地震、噴火、津波、洪水、高潮 ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・ 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) ・ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ・ 次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) ・ 他人の身体の障害 ・ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ・ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、適用しません。 ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ・ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版 ・ 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求 ・ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。) ・ 被保険者の暗号資産交換業の遂行 ・ 被保険者相互間における損害賠償請求 <p>【損害賠償責任に関する補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任 イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任
	① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。							
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談等も含みます。)								
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用								
<p>① サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用以外)</p> <p>事故対応期間内に生じた次ページの表記載の費用(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。</p> <p><セキュリティ事故とは></p> <p>次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれ、次ページの表に記載の a. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。</p> <p>ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの</p> <p><風評被害事故とは></p> <p>セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。</p>	<p><お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等></p> <p>各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、各費用固有の支払限度額が限度となります。</p> <p>※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、次ページの表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。</p>	<p><お支払いの対象となる費用と支払限度額等></p> <p>損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、各費用固有の支払限度額が限度となります。</p> <p>※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、次ページの表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。</p>							
	<p>この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。</p>	<p>この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。</p>							

当団体契約で支払うべき複数の保険金請求を受けた場合は、当団体契約の証券給支払限度額(賠償責任部分5億円、サイバーセキュリティ事故対応費用部分5,000万円)を限度に、保険金請求に必要な書類一式が当会社に提出された順に、損害に対して保険金を支払います。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項】

① サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外）

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（*1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1 事故・保険期間中 50万円 （*3）	
b. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（*2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （イ） 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （ロ） 刑事事件に関する委任にかかる費用 （ハ） 「e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）			
d. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。（*2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （イ） コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （ロ） 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1 事故・保険期間中 50万円	1 事故・保険期間中 50万円
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、P.18②訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	—	
	カ. 個人情報漏えい見舞費用（*2） 公表等の措置（*4）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （イ） 見舞金 （ロ） 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ハ） 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）	100%	被害者 1 名につき 1,000円	
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（*4）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま。	100%	被害法人 1 法人につき 5万円	

e. その他事故対応費用	ク. クレジット情報モニタリング費用（*2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ロ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (ハ) コンサルティング費用（*2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	—	1 事故・保険期間中 50万円
f. 再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（*2） ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1 事故・保険期間中 50万円	

（*1） 次のいずれかをいいます。

ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

（*2） 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

（*3） a. サイバー攻撃対応費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用で共有します。

（*4） 次のいずれかをいいます。

①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。）

②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

③被害者または被害法人に対する詫言状の送付

④公的機関からの通報

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項】

② 訴訟対応費用

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険約款で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1 請求・保険期間中 50万円	1 請求・保険期間中 50万円

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【用語の意味】 サイバーリスク保険において、このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.16の＜セキュリティ事故とは＞＜風評被害事故とは＞をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険約款または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと

- ・重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕総合生活保険（傷害補償）にご加入いただく皆様へ
- ・ご加入内容確認事項（意向確認事項）
- ・ご注意事項 賠償責任保険にご加入いただく皆様へ
- ・サービスのご案内



は右記二次元コードより読み取りの上ご確認ください。

- ・重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
- ・ご加入内容確認事項（意向確認事項）
- ・ご注意事項 賠償責任保険にご加入いただく皆様へ
- ・サービスのご案内

は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

- 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書等または、一般財団法人女性労働協会のホームページ（URL：https://www.jaaww.or.jp/sonpo/important_information_manual/）に掲載の重要事項説明書等（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
- 重要事項説明書等の冊子（ご希望の場合は、一般財団法人女性労働協会：tel:03-3456-4410 までご連絡ください。）

【お問い合わせ】 団体契約者 一般財団法人 女性労働協会
TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420 メール：sonpo@jaaww.or.jp

【取扱代理店】 一般財団法人 女性労働協会 保険代理店部門
〒105-0014 東京都港区芝 2-27-8 VORT 芝公園 8 F
TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420 メール：sonpo@jaaww.or.jp

【引受保険会社（幹事会社）】 ※共同保険引受保険会社については、重要事項説明書をご確認ください。
東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第一部公務第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4 TEL：03-3515-4124

ファミリー・サポート・センター実施自治体・団体 各位

東京海上日動火災保険株式会社

総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレット等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償				
①傷害補償	②こども総合補償	③GLTD	④ゴルファー補償	⑤ハンター補償

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
○	○		○	○	参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○	○		○	○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○	○				職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

このご案内は、2025年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07D1-GJ05-24012-202412